

報告第3号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

<p>事件の概要</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社が、我孫子市クリーンセンターの発電設備に対し、誤って出力の抑制をしたことにより、令和6年3月30日午前0時から午後4時35分までの間に当該発電設備において発電した余剰電力の一部を売却することができなかった。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 事業者名 東京電力パワーグリッド株式会社 系統運用部 部長 岸 栄一郎</p>
<p>専決処分日</p>	<p>令和6年10月21日</p>
<p>和解条項</p>	<p>1 我孫子市（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、次の各号に記載する事項を確認する。</p> <p>（1） 乙が令和6年3月30日に誤って行った出力の抑制により、我孫子市クリーンセンターにおいて発電した余剰電力の一部を売却することができなくなったこと（以下「本件問題」という。）。</p> <p>（2） 甲及び乙の作業により、本件問題は解消したこと。</p> <p>2 乙は、本件問題により生じた損害の賠償金として、金197,534円を甲に対して支払う。</p> <p>3 乙は、前項に定める額を甲からの請求書受領後30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。</p> <p>4 甲及び乙は、前項に基づく乙から甲への支払いをもって本件問題に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件問題に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。</p> <p>5 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本和解条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。</p>